

医師の時間外労働規制について

2019年3月28日 第22回医師の働き方改革に関する検討会 報告書(案) 参考資料をもとに作成

赤字文字部分は16回～18回検討会からの議論を踏まえ修正した内容

一般則

(例外)
 ・年720時間
 ・複数月平均80時間
 (休日労働含む)
 ・月100時間未満
 (休日労働含む)
 年間6か月まで



(原則)
 1か月45時間
 1年360時間

※この原則については
 医師も同様

時間外労働の上限

追加的健康確保措置

2024年4月～

年1,860時間／
 月100時間 (例外あり)
 ※いずれも休日労働含む

年1,860時間／月100時間 (例外あり)
 ※いずれも休日労働含む
 ⇒将来に向けて縮減方向

年960時間／
 月100時間 (例外あり)
 ※いずれも休日労働含む

年960時間／
 月100時間 (例外あり)
 ※いずれも休日労働含む

A : 診療従事勤務医
 に2024年度以降
 適用される水準

B : 地域医療
 確保暫定特
 例水準
 (医療機関を特
 定)

C-1 C-2
 集中的技能
 向上水準
 (医療機関
 を特定)

C-1 : 初期・後期研修医が
 研修プログラムに沿って基礎
 的な技能や能力を修得する際
 に適用
 ※本人がプログラムを選択
 C-2 : 医籍登録後の臨床従
 事6年目以降が高度技能の育
 成が公益上必要な分野につ
 いて、特定の医療機関で診療
 に従事する際に適用
 ※本人の発意により計画を作成し
 医療機関が審査組織に承認申請

A水準

C水準

A水準

B水準

C水準

A水準

C水準

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置 (いわゆるドクターストップ)

連続勤務時間制限
 28時間・勤務間イ
 ンターバル9時間の
 確保・代償休暇の
 セット (努力義務)
 ※実際に定める36
 協定の上限時間数が
 一般則を超えない場
 合を除く

連続勤務時間
 制限28時間・
 勤務間イン
 ターバル9時
 間の確保・代
 償休暇のセッ
 ト (義務)

連続勤務時間制限
 28時間・勤務間イ
 ンターバル9時間
 の確保・代償休暇
 のセット (義務)
 ※初期研修医につ
 いては連続勤務時間
 制限を強化して徹
 底(代償休息不要)

連続勤務時間制限
 28時間・勤務間イ
 ンターバル9時間
 の確保・代償休暇
 のセット (努力義務)
 ※実際に定める36協
 定の上限時間数が一
 般則を超えない場合
 を除く

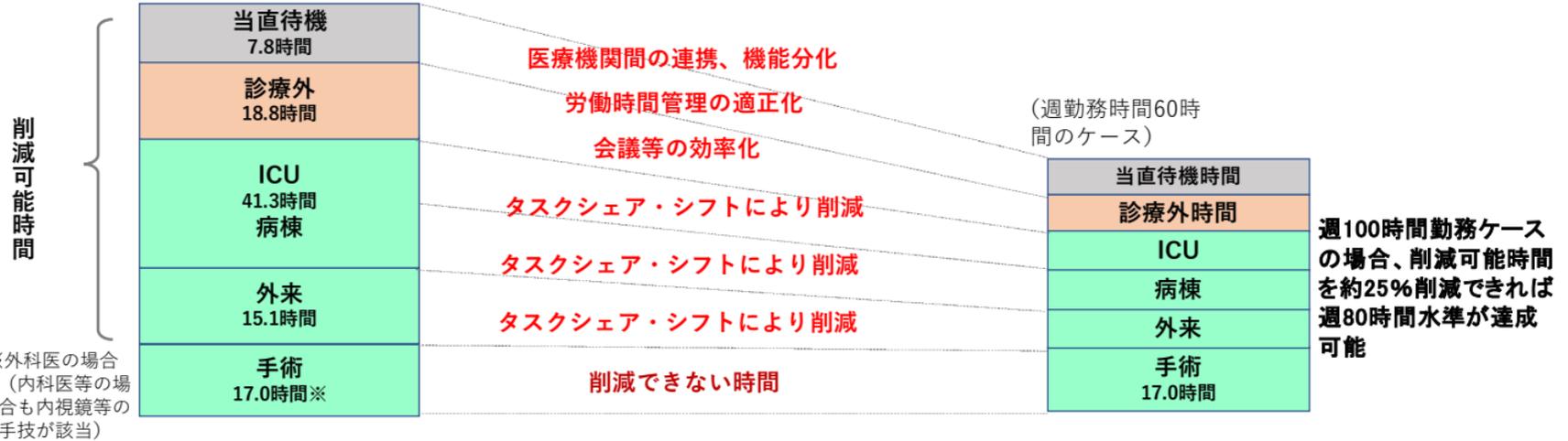
連続勤務時間制限
 28時間・勤務間イ
 ンターバル9時間
 の確保・代償休暇
 のセット (義務)

※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的取組を講ずる。

極めて労働時間の長い医師の労働時間短縮について(イメージ)

2019年1月21日 医師の働き方改革に関する検討会 資料2をもとに作成

(週勤務時間100時間のケース)



○週の勤務時間が100時間を超える病院勤務医が約3,600人(1.8%)、同100時間~90時間が約5,400人(2.7%)、同90時間~80時間が約12,000人(6.9%)いると推計されるが、2024年4月までに、こうした医師が時間外労働上限規制における暫定特例水準の水準を下回るようにすることが必要。

削減のイメージ (週勤務時間100時間程度の場合)	時間数のイメージ
タスクシフト (医療従事者一般が実施可能な業務) による削減	週7時間程度削減
タスクシフト (特定行為の普及) による削減	週7時間程度削減
タスクシェア (他の医師) による削減	週6時間程度削減

※表中の削減可能時間は、平成29年度厚生労働行政推進調査事業費「「病院勤務医の勤務実態に関する研究」(研究代表者国立保健医療科学院種田憲一郎)において実施された「病院勤務医の勤務実態調査(タイムスタディ調査)」結果における勤務時間の内訳を元に、「削減のイメージ(例)」に沿って算出したもの。